

平成24年度

山口県防災会議

平成25年3月27日

山口県庁 正庁会議室

会 議 次 第

1	開会	
2	会長あいさつ	
3	報告	頁
(1)	山口県防災会議委員の見直しについて	1
(2)	山口県原子力防災対策専門部会、山口県地震・津波防災 対策検討委員会の検討状況について (山口大学大学院理工学研究科 三浦房紀教授)	3
4	議題	
○	山口県地域防災計画の修正について	
(1)	原子力防災対策	4
(2)	津波防災対策	7
(3)	その他の修正事項	9
5	閉会	

〔配付資料〕

- ・山口県防災会議出席者名簿 及び 山口県防災会議配席表
- ・「平成24年度山口県防災会議」 . . . 本資料
- ・「山口県地域防災計画（原子力災害対策編）」（案） . . . 別添1
- ・「山口県地域防災計画（震災対策編）」（津波防災対策部分）（案） . . . 別添2
- ・「山口県地域防災計画新旧対照表」（その他の修正事項）（案） . . . 別添3

報告

(1) 山口県防災会議委員の見直しについて

1 経緯

(1) 災害対策基本法（以下「法」という。）の改正（平成24年6月）

ア 改正内容

都道府県防災会議の委員として、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」を追加した。

イ 改正目的

地域防災計画の策定等の防災対策における男女共同参画の推進及び災害時要援護者、自主防災組織等多様な主体の参画を促進する。

(2) 県の対応

法改正の趣旨を踏まえて県防災会議委員の全体的な見直しを行うこととし、平成24年12月に県防災会議条例等を改正し、平成25年2月1日付けで新たな委員の任命を行った。

2 見直し内容

(1) 多様な主体の参画促進

防災・医療・福祉等を専門とする有識者や実務者、女性団体、自主防災組織関係者を新たに任命した。

(2) その他の見直し

ア 指定地方公共機関委員

- 法改正の趣旨から、新たに山口県看護協会長を任命した。
- 業界全体の意見を反映させるため、個別企業に代えて、(社)山口県トラック協会、(社)山口県バス協会を任命した。

イ 指定地方行政機関委員

- 岩国錦帯橋空港の開港に伴い、大阪航空局からの委員を岩国空港事務所長に変更した。
- 新たに中国四国地方環境事務所長、中国四国防衛局長を委員とした。

ウ 県職員委員

- 副知事、総務部長、危機管理監のみを委員とした。(11名→3名)

山口県防災会議委員一覧

会 長 : 山本繁太郎
 会長代理委員 : 岡田実
 委員数 : 55名

番号	区分	委員	
		所属及び役職名	氏名
1	1号	中国管区警察局長	江原伸一
2	"	中国財務局山口財務事務所長	足立康行
3	"	中国四国厚生局長	川尻良夫
4	"	中国四国農政局長	國弘実
5	"	近畿中国森林管理局長	前川泰一郎
6	"	中国経済産業局長	若井英二
7	"	中国四国産業保安監督部長	佐藤公一
8	"	中国運輸局長	小橋雅明
9	"	九州運輸局下関海事事務所長	尾辻幸造
10	"	大阪航空局岩国空港事務所長	上野哲郎
11	"	徳山海上保安部長	増田克樹
12	"	広島海上保安部長	新谷孝二
13	"	仙崎海上保安部長	山田高義
14	"	門司海上保安部長	中野雅彦
15	"	下関地方気象台長	山口俊一
16	"	中国総合通信局長	木村順吾
17	"	山口労働局長	笹嶋貢
18	"	中国地方整備局長	戸田和彦
19	"	九州地方整備局長	吉崎収
20	"	中国四国地方環境事務所長	水谷知生
21	"	中国四国防衛局長	渡邊一浩
22	2号	陸上自衛隊第17普通科連隊長	島瀬達也
23	3号	山口県教育委員会教育長	田邊恒美
24	4号	山口県警察本部長	中村範明
25	5号	山口県副知事	岡田実
26	"	山口県総務部長	池内英之
27	"	山口県総務部危機管理監	坂本哲宏
28	6号	山口県市長会代表(萩市長)	野村興兒
29	"	山口県町村会代表(和木町長)	古木哲夫
30	"	山口県消防長会長(下関市消防局長)	金子庄治
31	"	消防団代表(山口市消防団長)	大隅博志
32	7号	西日本旅客鉄道(株)広島支社長	杉木孝行
33	"	日本貨物鉄道(株)関西支社広島支店長	小暮一寿
34	"	西日本高速道路(株)中国支社長	角田直行
35	"	西日本電信電話(株)山口支店長	泉谷正
36	"	日本銀行下関支店長	水野正幸
37	"	日本赤十字社山口県支部事務所長	高木邦生
38	"	日本放送協会山口放送局長	氏原茂
39	"	中国電力(株)山口支社長	高木廣治
40	"	山口県トラック協会長	河崎静生
41	"	山口県バス協会長	林孝介
42	"	山口放送(株)取締役報道制作局長	竹村昌浩
43	"	テレビ山口(株)報道制作局長	三好信行
44	"	山口合同ガス(株)常務取締役生産供給本部長	永宗孝芳
45	"	山口県医師会長	小田悦郎
46	"	(株)エフエム山口取締役総務部長兼放送部長	藤井正史
47	"	山口朝日放送(株)常務取締役報道制作局長	永田時彦
48	"	日本郵便(株)山口中央郵便局長	小田哲幸
49	"	山口県看護協会長	吉村喜代子
50	8号	医療法人 仁保病院 医師(山口大学非常勤講師)	今村孝子
51	"	山口県立大学教授	加登田恵子
52	"	山口県連合婦人会長	林登季子
53	"	山口大学准教授	村上ひとみ
54	"	山口県児童入所施設連絡協議会副会長	安村裕美
55	"	山口市佐山地区自主防災会会長	山田昌治

※太枠内:新規委員

<山口県原子力防災対策専門部会>

◇第1回（平成24年12月20日）

主な検討事項の方向性について

- 県地域防災計画策定に当たっての基本的考え方等
 - ・「原子力防災対策を重点的に実施すべき区域(UPZ)」の設定
 - ・原子力発電所の異常時における連絡通報体制・応急活動体制の整備
 - ・緊急時モニタリング体制の整備
 - ・防護措置等の実施(住民避難、安定ヨウ素剤の服用、緊急被ばく医療等)
- 県地域防災計画（原子力災害対策編）骨子案

◇第2回（平成25年2月8日）

県地域防災計画（原子力災害対策編）素案の内容について

- 県地域防災計画・素案の主な内容（第1回会議における意見等への対応状況）
 - ・「原子力防災対策を重点的に実施すべき区域(UPZ)」の設定
 - ・原子力発電所の異常時における連絡通報体制・応急活動体制の整備
 - ・緊急時モニタリング体制の整備
 - ・防護措置等の実施(住民避難、安定ヨウ素剤の服用、緊急被ばく医療等)
- 県地域防災計画（原子力災害対策編）素案

<山口県地震・津波防災対策検討委員会>

◇第1回（平成24年5月11日）

被害想定調査の実施に向けた方向性について

- 南海トラフの巨大地震による震度分布等の推計結果 等

◇第2回（平成24年6月21日）

日本海側で想定される津波断層モデルについて

- 日本海で想定する津波断層モデルについて
- 津波浸水予測手法、地震動予測手法について

◇第3回（平成24年11月7日）

津波浸水シミュレーションの条件設定等

- 日本海及び南海トラフ巨大地震の津波浸水予測モデルについて
- L1津波の考え方について
- 地震動・地盤被害予測手法、人的・物的被害想定手法について
- 津波等の防災対策について

◇第4回（平成25年1月29日）

日本海側の津波高等について（速報値を公表）

- 日本海で想定される津波に係る推計結果について
- 地震動・地盤被害予測結果について
- 津波等の防災対策について

◇第5回（平成25年3月19日）

- これまでの検討状況について
- 津波等の防災対策のとりまとめ 等

議題：山口県地域防災計画の修正

(1) 原子力防災対策

1 趣旨

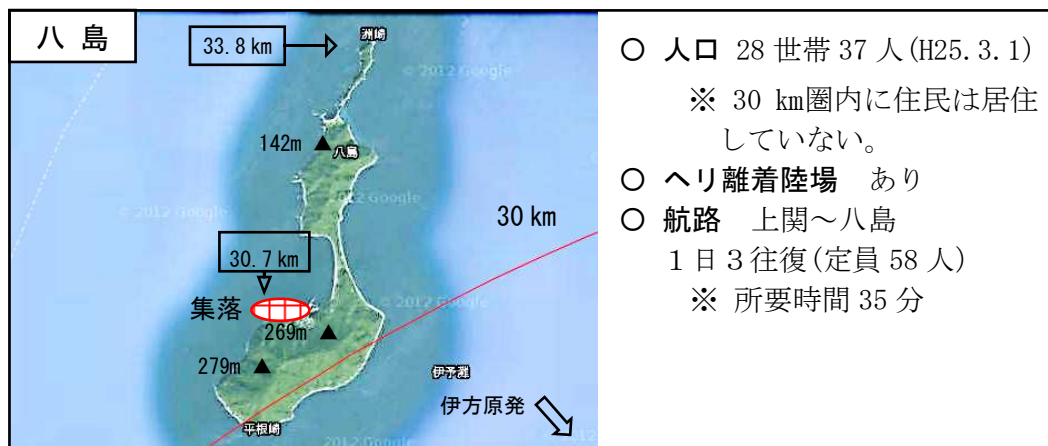
福島第一原子力発電所の事故等を踏まえ、原子力災害対策特別措置法が改正されたことに伴い、本県においても、国の定める原子力災害対策指針等に基づき、地域防災計画（原子力災害対策編）を新たに策定する。

2 計画の主な内容

(1) 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の設定

上関町八島の一部が伊方原子力発電所の 30 km圏内に含まれることから、原子力災害が発生した場合に備え、万全の防護措置を準備するため、八島全体を緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）として設定する。

【伊方原子力発電所からの距離】



(2) 原子力災害事前対策

原子力災害対策を迅速かつ円滑に実施するため、緊急時の環境放射線モニタリング体制や被ばく医療体制、避難誘導體制等をあらかじめ整備する。

ア 緊急時モニタリング体制の整備

- 緊急時に放射性物質の影響を迅速に把握し、適切な防護措置を実施できるよう、緊急時モニタリング本部（本部長：環境生活部長）の体制を整備する。
- 平常時及び緊急時の放射線量等を把握するため、モニタリングポスト、可搬式サーベイメータ等を整備する。
- 緊急時の放射性物質の拡散状況等を予測するため、SPEEDIを整備する。

イ 緊急被ばく医療体制の整備

- 緊急時の被ばく医療活動を適切に実施するため、緊急被ばく医療本部（本部長：健康福祉部長）の体制を整備する。
- 被ばく患者に対する初期診療を行う初期被ばく医療機関、専門的な診療を行う二次被ばく医療機関、高度専門的な診療を行う三次被ばく医療機関からなる緊急被ばく医療体制を整備する。

【被ばく医療機関】

二次被ばく医療機関	山口大学医学部附属病院
三次被ばく医療機関	広島大学

※ 二次被ばく医療機関は、初期被ばく医療にも対応。

- 被ばく患者に対する診療、除染等を行うため、高精度線量計システム、除染シャワーシステム等の医療資機材を二次被ばく医療機関に整備する。

ウ 避難誘導體制の整備

- 上関町による避難計画作成を支援する。
- 自衛隊、海上保安部等と連携した避難誘導體制を整備する。

(3) 緊急事態応急対策

- 原子力発電所に異常が発生し、原子力事業者からの通報があった場合には、職員を配備して情報収集を行い、上関町・防災関係機関に連絡する。
- 放射性物質が放出された場合には、緊急時モニタリングにより放射性物質の影響を把握し、住民等の被ばくに対する防護措置を適切に実施する。

発電所施設の状態等	県 の 対 応
<p>異常事象（Aレベル） 放射線による住民等への影響が切迫した状態ではないが、異常が発生又はそのおそれがある状態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 異常事象の発生、施設の状況及び被害状況等の情報を伝達 <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業者 ⇒ 県 ⇒ 上関町、防災関係機関 ○ 県職員（本庁2課、出先1機関）を配備 ○ 平常時のモニタリングの強化
<p>特定事象（Bレベル） 放射線により住民等への影響をもたらす可能性がある事象が発生した状態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定事象の発生、施設の状況及び被害状況等の情報を伝達 <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業者 ⇒ 県 ⇒ 上関町、防災関係機関 ○ 県職員（本庁6課・室、出先2機関）を配備 ○ UPZを主体とした地域の放射線量等を測定 ○ 必要に応じて屋内退避を準備
<p>緊急事態（Cレベル） 放射線により住民等に影響をもたらす可能性が高い事象が発生した状態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急事態の発生、原子力緊急事態宣言発出の情報を伝達 <ul style="list-style-type: none"> ・国 ⇒ 県 ⇒ 上関町、防災関係機関 ○ 災害対策本部、緊急時モニタリング本部、緊急被ばく医療本部を設置、オフサイトセンターに職員を派遣 ○ UPZを主体とした地域の放射線量等を測定 ○ 防護措置の準備及び実施 <ul style="list-style-type: none"> 【放射性物質の放出前】 <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて屋内退避を実施 ・避難や一時移転など、防護措置の準備を開始 【放射性物質の放出後】 <ul style="list-style-type: none"> 放射線量等の測定結果及び原子力災害対策指針に定める基準に基づき、避難や一時移転、避難住民等の除染、飲食物の摂取制限など、必要な防護措置を実施

(4) 原子力災害中長期対策

- 被災者の生活支援の実施
- 放射性物質による環境汚染への対応
- 風評被害等の影響の軽減

(2) 津波防災対策

東日本大震災を受け、本県が設置した県地震・津波防災対策検討委員会の意見や国の防災基本計画の見直しを踏まえ、現行の津波防災対策の充実強化を図る。

1 津波災害予防対策（拡充（第2編第17章））

(1) 津波防災意識の向上

ア 津波防災知識の普及啓発

イ 防災教育の充実

県、市町及び防災関係機関は、教育機関及び民間団体等と密接な連携を図り、住民が、津波や防災についての基本的な事項を理解し、主体的な避難行動が取れるよう防災教育を実施する。

ウ 津波防災訓練の実施

市町、住民及び事業所等が一体となり、積極的かつ継続的に実践的地域訓練を実施し、防災活動の向上や住民の適切な避難措置等に努める。

エ 災害時要援護者への配慮

高齢者や障害者などの災害時要援護者に十分配慮するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(2) 津波からの避難

ア 避難に対する基本的な認識と周知

○ 市町による津波ハザードマップの作成・周知

○ 市町の津波避難体制の確立

市町は、地域の実情を考慮した津波避難計画の早期作成に努めるとともに、避難場所の案内板や避難誘導標識、海拔表示板等を整備し、住民に周知する。

○ 市町は、災害時要援護者施設等の避難対策について支援するとともに、在宅の災害時要援護者の避難対策についても自主防災組織等の協力が得られるよう体制の整備に努める。

○ 市町の津波避難体制確立への県の支援

県は、津波避難計画策定指針の作成等により市町の取組を支援する。

イ 津波情報の伝達体制

○ 地域住民等への情報伝達体制の確立

市町はあらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車等）や組織等を活用し、住民等への津波警報等の迅速かつ的確な伝達に努める。

○ 同報無線の整備活用、多様な伝達体制の確保

同報無線の整備拡充のほか、Jアラートと防災行政無線の自動起動装置の運用や、エリアメール、緊急速報メール、衛星携帯電話などのあらゆる情報手段の活用を図る。

(3) 海岸保全施設等の整備

ア 海岸保全施設の整備に係る基本的考え方

護岸や堤防など海岸保全施設の高さ、構造等の設定は、想定される津波のうち、発生頻度の高い津波の推計結果等を踏まえて決定し、緊急度の高い個所から整備を進める。

イ 避難場所、避難経路、津波避難ビル等の指定・整備

2 津波災害応急対策計画（新設（第3編第21章））

(1) 避難指示等の伝達

ア 避難指示の発令

沿岸市町は、次の判断基準に基づき、ただちに避難指示等を行う。

- 強い揺れ（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりした揺れを感じて避難の必要を認める場合
- 津波警報を覚知した場合

イ 避難指示の伝達

市町等は速やかに防災行政無線、広報車、報道機関の協力等あらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。情報の伝わりにくい高齢者、障害者等への伝達や夜間には特に配慮する。

(2) 住民等の避難行動

沿岸地域において強い揺れ等を感じた時は、住民、船舶等は適切な避難行動をとる。

(3) 避難誘導

- 市町は、津波避難計画等に基づき、住民等が迅速かつ安全に避難が行えるよう誘導する。
- 市町は、自主防災組織等の協力も得ながら、予想される津波到達時間を考慮しつつ、高齢者、障害者、妊産婦等災害時要援護者の避難支援等を行う。
- 避難誘導や防災対策を行う消防職団員や警察官、市町職員については、安全が確保されることを前提とした上で、避難誘導を行う。

(4) 津波災害情報等の連絡体制

- 県及び市町、防災関係機関等は、津波等に関する必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに住民及び関係機関に伝達する。
- 県及び市町は、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも伝達できるよう、防災行政無線、Jアラート、テレビ・ラジオ、携帯電話等のあらゆる手段の活用を図る。

議題：山口県地域防災計画の修正

(3) その他の修正事項

1 岩国錦帯橋空港開港に伴う修正

- 平成24年12月13日に岩国錦帯橋空港が開港したため、山口宇部空港に準じた航空災害対策を規定する。(本編)

2 緊急輸送道路の変更

- 新規路線の供用開始や防災拠点の追加など、諸情勢の変化を計画に反映させる。(本編・震災対策編)
 - ・ 地域高規格道路やバイパス道路等の供用開始による対象路線の変更
小郡萩道路(国道490号)、山口宇部道路、萩三隅道路(山陰道)等
 - ・ 防災拠点へのアクセス道路の追加

3 支援物資物流システムの構築

- 大規模災害時に、本県に搬送されてくる支援物資に係る広域輸送拠点施設の運営等について、「山口県支援物資物流システム検討委員会」の検討結果を反映させる。(本編・震災対策編)
 - ・ 県災害対策本部内に「緊急支援物資対策チーム」を設置し、支援物資を一元的に管理
 - ・ 同チーム及び広域輸送拠点施設に民間物流専門家を配置

4 放射性物質の保安対策

- 企業が保管している核燃料物質について、放射性同位元素に準じた対策を規定する。(本編)

5 その他時点修正等